

一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2）

番号	施設名	規模要件 (いずれかに該当すること。)
1	コークス炉	原料処理能力が $\geq 50$ t/日以上
2	鉱物 (コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は 土石の堆積場	面積が $\geq 1,000$ m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するもの に限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が $\geq 75$ cm以上 バケットの内容積が $\geq 0.03$ m <sup>3</sup> 以上
4	破碎機及び磨砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が $\geq 75$ kW以上
5	ふるい (鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が $\geq 15$ kW以上